

近江屋猶之助両替店の大名貸史料

—伊勢亀山・金沢・森・盛岡藩を事例に—

須賀博樹

はじめに

大阪商業大学商業史研究所蔵の佐古慶三教授収集文書には、森本家近江屋半左衛門・猶之助にかけての大名貸の実態を示す史料も数点含まれている。この森本家近江屋は、大坂の北久太郎町三丁目で両替商を営み、元祖近江屋半兵衛、二代目近江屋富太郎、三代目近江屋半左衛門と続き、四代目近江屋猶之助の代で明治に至った。^{〔1〕}

近江屋の大名貸の研究についてはこれまで、後述する森藩や盛岡藩の財政研究の中で部分的に触れられてきている。しかし、藩側でもまとまった記録が少ないためなのか、これまでの研究でも、具体的に藩と近江屋との詳細な関係にまでは言及されていない。他方で、近江屋

自体も明治以降は経営が衰退した。それに加え、史料の残存事情もあり、近江屋側からの大名貸や藩財政の研究もこれまで当然なかった。^{〔2〕}

そこで本稿の目的は、主に史料が残されている伊勢亀山藩、金沢藩、森藩、盛岡藩の大名貸史料を紹介しつつ、若干の考察を加えていくことにある。つまり、史料的な側面から、幕末近江屋の大名貸の展開を明らかにしていきたい。これまでの大名貸の研究は史料等の状況から、これまで鴻池家やその分家・別家、三井家、住友家のように明治以降も生き残った両替商を中心に展開されてきた。明治以降に経営が衰退した両替商の大名貸研究は少なく、小野組、山片家升屋等と数も限定されている。そのため、森本家近江屋の大名貸の事例を新たに

加えていくことは、明治以降に経営が衰退した前近代資本の両替商の経営実態を明らかにしていく上でも意義がある³⁾と考える。

本稿で対象にする近江屋が伊勢亀山・金沢・森・盛岡藩に対して持つ債権については、債権全体の一部であって、それについては表1に示した。表1にある「旧諸藩・御証札員数目録」という史料は、明治政府による藩債処分開始時における近江屋の大名貸債権のほぼ全容を示した史料と考えられる。具体的には、藩に対する債権残高である「残高(全容)」と、藩からの未収利息額である「利息高」が記されている。それに対して「証券覚日記」という史料は、明治政府の藩債処分によって旧公債に採用された近江屋の大名貸債権を示した史料である。具体的には、藩に貸し出した全体の金額である「元高」、藩から返済された金額の「元入高」、藩に対する債権残高の「残高(旧公)」が記されている。そのため両史料の関係では、他の藩の事例になるが、「旧諸藩・御証札員数目録」の「残高(全容)」と「証券覚日記」の「残高(旧公)」の金額が一致しないしほぼ一致するケースも見られる。因みに、表1の「金(永)」とは、金一両以下の端数を計算したもので、基本的には金一両は永一〇〇〇文、金一分は永二五〇文に換算される。

一 伊勢亀山藩

亀山藩については表1においても、「旧諸藩・御証札員数目録」の

「残高(全容)」は金二万六七八両三朱余、他方「証券覚日記」の「残高(旧公)」は金二万六二〇両余とある。しかし、両史料の残高について金額は一致せず、「旧諸藩・御証札員数目録」の方が五八両三朱余多く表れている。

そして、近江屋と亀山藩との関係を示す史料には「亀山屋鋪要用仮留」がある。この史料は、藩が安政五年(一九五八)一〇月に、調達金九七四九両二朱と金四四〇〇両、及び、その返済方法を近江屋側へ示したものである。しかし、「亀山屋鋪要用仮留」にある内容が実際に近江屋から藩へ貸付けられたかについて、この史料と表1にある金額との関連性については不明である。そして、この史料は内容を大別すると、講の運営部分である「立可講仕法書」(「史料1」に該当)、「口演」(「史料2」に該当)、借入れと返済計画の「覚」という三つの内容に分けることができる。

「史料1」 立可講仕法書

定

一、此度御領分一統江御奉書を以被仰出候御講之儀、当年今五ヶ年之間立可講として御企二相成候間、銘々日掛二致シ取集置、三ヶ月を以一束ねとして四季二相納可申候、尤於御上者御勝手向之儀不容易深 御苦勞二 思召、諸向御廠法御取締被 仰出、急度御仕法御立貴往々御安心之御場江被為至候様被遊度、重キ 御内令も被為在、殊二御講者御仕法之一廉二相成候得者、掛高人別員数等巨細二可達 御聞之様被 仰

表 1 伊勢亀山・金沢・森・盛岡藩の藩債

藩名	石高 万石	家名	区分	「旧諸藩・御証札員数目録」(全容)		「証券覚日記」(旧公債採用分)		
				残高(全容)	利息高	元高	元入高	残高(旧公)
伊勢国亀山	6	石川	金 (金(永))	20,678両3朱 238文3分		22,213両2分3朱 908文9分	1,589両1分 534文8分	20,620両 3貫677文4分2厘
加賀国金沢	102	前田	金	1,078両1分3朱				
豊後国森	1	久留島	銀	811貫209匁4分8厘3毛	79貫40匁1分7厘			
			金(永)	24,183両3朱 118文4分4厘4毛	1,289両1分1朱 87文1分	11,909両 3文4分6厘	1,427両1分2朱 0	10,481両2分2朱 3文4分6厘
豊後国森藩分地	旗本	久留島修理	銀	163貫183匁4分2厘 729両2分3朱	50貫105匁7分4厘 298両3分3朱			
陸奥国盛岡	20	南部	銀	7,174貫381匁6分3厘 850両	2,445貫179匁7分4厘 510両			

出所：「旧諸藩・御証札員数目録 初戻り」(作成年未詳 [大阪商業大学商業史研究所蔵 佐古慶三教授収集文書：近江屋]) 「証券覚日記(森本店)」(明治六年～八年 [大阪商業大学商業史研究所蔵 佐古慶三教授収集文書：近江屋]) より作成。

表 2 伊勢国亀山藩の廻米(米10,000俵)

米種類	米俵数	捨米高	舟問屋	運送船	運送船所屬	里賃	記 事
龜山米	250	6斗2升5合	樋口又兵衛 (伊勢国若松)	日比善右衛門船	尾張国知多郡内海村	?	10月13日～10月20日に積出し、 兵庫北風荘右衛門へ廻米、
	250	6斗2升5合		大岩幸右衛門船	尾張国知多郡中須村	?	
	750	1石8斗7升5合		大岩善三郎船	尾張国知多郡中須村	25両2分	
龜山米	375	9斗3升7合5勺	大岩幸右衛門船	竹内松右衛門船	尾張国知多郡中須村	11両1分	10月20日～舟次第積出し、兵庫北風へ廻米 大坂より伊勢国若松へ速船着次第積出し
	500	1石2斗5升		大岩幸右衛門船	尾張国知多郡中須村	15両	
	375	9斗3升7合5勺		大岩清四郎船	尾張国知多郡中須村	11両1分	
備中米	6,000						備中残額米、兵庫北風へ廻米

注) 龜山米の米1俵当りの量は4斗2升8合。運送船の決まったものに関して1俵にて2合5勺捨米あり。
出所：「龜山御屋舗要用取留」(安政五年 [大阪商業大学商業史研究所蔵 佐古慶三教授収集文書：近江屋]) より作成。

出、依而其もの心得方二より厚御賞美も被来遣度御沙汰二有之候間、御永統之御為第一二奉存、慈以誠心を尽し夫々身元二心し可致出精候、身元薄キもの者たとへ少数たり共不苦候間、前段之御趣意能々相弁一同二可致出精事、

仕法左之通

一、当午十一月より相始、癸亥十一月迄丸五ヶ年之間懸銀之事、

仮令者

惣掛銀拾貫目二付

此解渡銀

癸亥暮 銀百目

甲子暮 同二百目

乙丑暮 同三百目

丙寅暮 同四百目

丁卯暮 同拾二貫九百七拾五匁

右之割合を以掛高二応し五ヶ年之間解渡可申事

一、当十一月より人別日掛之分取集置三ヶ月分宛一季二相納可申、

尤御領分之もの臨時入用之節者掛二事二応し六朱利二而貸渡

可申事、已上、

「史料1」の内容は次の三点になる。①領分一統に対して奉書で出された講は、安政五年（一八五八）より五年間立可講として企画された。掛銀は三カ月を一束にして四季に納めることにする。②藩の勝手向は苦しい状況にある。そのため、藩は藩財政の仕法が立ち行くよう

にさせるため、重い御内令も出している状況である。③特に講は藩財政の窮状打開の一方法であるため、掛金を出した者への賞美の沙汰も出している。掛銀の額は身元に応じて出し、身元が薄い者は少額でも構わない。

続けて、講の仕法は次のようである。安政五年一月から文久三年（一八六三）までの五年間、掛銀を行う。その後の掛銀の償還は、文久三年暮から慶応三年暮（一八六七）の五年かけて行う。史料中の掛銀一〇貫目の例から、五年間の全利銀高は三貫九七五匁で年に七九五匁（年利七・九五%相当）になる。文久三年亥暮から慶応二年寅暮に利銀の内一貫目分を渡し、最後の慶応三年卯暮に掛銀一〇貫目と残利銀二貫九七五匁の合計額を渡して完済する仕法である。他に、藩内での講資金の運用についても触れられており、領内の者が臨時入用の時は、事由と掛銀高に応じ六朱の利率で貸し渡すと述べている。

「史料2」 口演

一、当冬御地御借財差引辻御手渡之分別紙書付之通凡金高九千七百四拾九兩余二相成、此所へ龜山・備中二而精誠巷万俵廻米取斗候得者、不足之金高凡二千三百五拾兩程二相成、此分者龜山表々呼金致し、御指引勘定聊無相違可致心得二御座候、然ル処御承知之通、公方様御他界二付上野御葬式之砌御固メ、其外前後数日上野御勤番被蒙 仰、無存掛不意御役当二相成、猶亦主人舍弟急養子等一旦御苦勞罷成候へ共、内実入用万端跡引二相成、今以出方有之其上御存之通、^{（御腕カ）}当夏東海道

筋一駄大荒領内も夥敷水損、是亦收納落二相成融通甚六ヶ敷
 当冬多分之不足二及、誠二当惑至極罷在候、乍然御地御差引
 者当春厚御取斗二預り候事故、御違約難相成無理成都合を
 以、前段御差引御年越取斗候得共、何分不意・臨時之失費取
 賄方無之候二付、一旦御手渡金之内都合四千四百兩別紙書
 付之通、暫借御取斗二預り度、勿論此儀一切被申出候御議理
 合無之、役方一統深致心痛、兼而御蔵元御話被下候講事一
 条も有之、右ヲ以取賄度先達而令別帳之通、立可講として勝
 手向補助旁講事相企候処、龜山・備中二而一ヶ年二凡二千金
 者出来候得共、何分日掛之仕法二而当冬多足二相成兼、就而
 者右ヲ以来春今此度御出金之口江月々及御返済候間、暫時御
 融通之儀御聞濟被下候八、当難相凌置次第御座候、誠二重々
 之御無理申出兼候得とも必至仕法立ヲ以御頼申御事故、御承
 引被下不申候而者来春今家中扶助渡方二も相抱り候程之儀、
 重役一同不容易致心配、依而今般天野儀太夫別段出坂被申
 付、為御頼罷出候事候間差支筋御推察被下、宜御承知被下候
 様偏以奉頼候、以上、

午十月

天野儀太夫

関喜左衛門

「史料2」の内容は次の五点になる。①藩では金九七四九兩余を調
 達する。更に、龜山・備中より一万俵の廻米をすれば、不足する金二
 三五〇兩程にはなる。②將軍徳川家定の死去に伴う上野での葬式の警

固、その前後数日の上野御勤番を仰せ付けられ、不意な役当りがあつ
 た。また、藩主の舎弟を急ぎ養子にしたことも入用が後を引くことに
 もなつた。その上、東海道筋一帯の大荒れによる水損で藩の収入を減
 らし、冬には多くの不足が見込まれ藩では困惑している状態である。

③大坂での差引は安政五年春に厚い取り計らいもあつたため違約もで
 きず、藩はその差引で年越しを見込んでいた。しかし、不意・臨時の
 失費に対し取賄方の手段もない。そのため一旦、手渡金の内よりの四
 四〇〇両をしばらく借りたい。④蔵元近江屋より話があつた講につい
 ても、藩は取り賄つていく。これは立可講として藩の勝手向の補助と
 する。講で龜山・備中において一年に約金二〇〇〇両の調達を見込ん
 でいる。この講での調達金は、安政六年春より、今回の近江屋からの
 御出金の口へ月々の返済にも充てていきたい。⑤近江屋が暫時の融通
 を引き受けてくれなければ、安政六年春からの家中扶助の渡し方にも
 係わり、藩の重役一同も心配している。

次に、安政五年の差引で近江屋が、藩からの御頼談筋を書き取つた
 借入・返済計画の「覚」の内容は次の通りである。藩は安政五年冬に
 大坂御銀主近江屋から金九七四九兩二朱を借り入れる。内訳は、金五
 九五一兩二朱余・正銀二六九貫六八〇匁余（この正銀は金一兩に付き
 銀七一匁で兩替し三七九八兩余へ）になる。

他方、返済案は次の①・②のように計画している。①調達金九七四
 九兩二朱は次のようになる。まず、米一万俵（三九八〇石）を兵庫へ
 廻米し、その売却代銀を充てる見込みである。米一万俵の内訳は、龜

山米四〇〇〇俵（一七二二石）と備中米六〇〇〇俵（二二六八石）になる。そして、これらは伊勢国若松と備中から兵庫の北風荘右衛門へ廻米されるが、この状況を示すと表2になる。龜山米・備中米の合計三九八〇石は、兵庫で一石に付き銀一三二匁替を見込み、売却代銀は正銀五二五貫三六〇目とする。この代銀は金一両に付き銀七一匁で両替して金七三九兩余になるが、それを調達高の金額より二三五〇兩不足するため、この不足分は「龜山より正金二兩可差登分」で返済するとしている。②「口演」にもある金四四〇〇兩は次のようになる。

二〇〇〇兩分については今回藩が企画した立可講の講金で安政六年正月より返済するところがあるが月々の返済金額までは述べられていない。また、二四〇〇兩分について安政六年一〇月より廻米による返済を計画しているが、その割合までは述べられていない。

二 金沢藩

金沢藩については表1においても、「旧諸藩・御証札員数目録」での「残高（全容）」は金一〇七八兩一分三朱とある。そして、近江屋と金沢藩との関係を示す史料には「加州金沢藩 貸附証文之写」⁵⁾があり、次の①から③に示す三通の証文が記されている。

「史料3」① 覚

残元銀百五拾六貫六百五拾六匁四分五厘代
 一、八百二拾四兩二歩 通用金 ^(黒印) 〇 兩二付百九拾匁替
 但、^(黒印) 〇 兩二付百九拾匁替
 但、^(黒印) 〇 兩二付百九拾匁替

右当屋鋪旧借金今般銀名被廢候二付、右割合之通当年分毎歳十一月中可相渡候、仍而為後日一札如件、

明治元^(年脱力)十一月 加州領内 崎田小左衛門 ^(印)

長谷川鉄之助 ^(印)

近江屋半左衛門殿

表書之内

元入金拾兩三歩二朱 明治元年分同三年迄三ヶ年分 ^(黒印)

残元金八百拾三兩二歩二朱

② 覚

残元四拾六貫八拾匁

一、二百四拾二兩二歩・永二拾六文三分 通用金 ^(黒印)

但、二兩壹分 毎歳六月中渡

右先年当屋鋪調達銀半利三ノ一株、今般右金高二相改脇書之通可及返済候、仍而為後日証文如件、

明治二年六月 加州領内 松原平之丞 ^(印)

松田亮蔵 ^(印)

近江屋半左衛門殿

表書之内

元入金六兩三歩・永二拾六文三分 ^(黒印)

明治二年分同四年迄三ヶ年分

残元金二百三拾五兩三歩

③ 覚

残元五貫五百九拾九匁四分四厘

一、金^(割印)二拾九兩壹歩三朱・永三拾三文二分三厘 ○^(黒印) 通用金

但、二朱 毎歳六月中渡

右先年当屋鋪調達銀錠之株、今般右金高二相改脇書之通可及返済候、依而為後日証文如件、

明治二年六月 加州領内 松原平之丞 ④

松田亮蔵 ④

近江屋半左衛門殿

表書之内

元入金壹歩二朱・永三拾三文二分三厘 ○^(黒印)

明治二年同四年迄三ヶ年分

残元金二拾九兩壹朱

①③

三口ノ 残元金千七拾八兩壹歩三朱

「史料3」のこれら証文は明治初期の銀目廃止後に、近江屋が金沢藩への貸出し残元銀を金一兩に付き銀一九〇匁で換算したものである。元々は銀で貸出されたものである。そして、各内容は次のようになる。①は残元銀一五六貫六五六・四五匁を金八二四兩二分へ直した。そして、明治元年（一八六八）より毎年一月に三兩二分二朱を返済する規定になり、同三年までに一〇兩三分二朱を元入れし、残元金が八一三兩二分二朱になった。②は残元銀四六貫八〇目を金二四二

兩二分と永二六・三文へ直した。そして、明治二年より毎年六月に二兩一分を返済する規定になり、同四年までに六兩三分・永二六・三文を元入れ、残元金二三五兩三分になった。③は残元銀五貫五九九・四四匁を金二九兩一分三朱と永三三・二三文へ直した。そして、明治二年より毎年六月に二朱を返済する規定になり、同四年までに一分二朱と永三三・二三文を元入れ、残元金二九兩一朱になった。

近江屋から金沢藩への残元銀は二〇八貫三三五・八九匁である。この金換算は金一〇九六兩一分三朱と永五九・五三文で、返済額は金一八兩と永五九・五三文になる。そして、①③は合計を表し、三口の残元金は一〇七八兩一分三朱だが、この残元金は表1の「旧諸藩・御証札員数目録」の「残高（全容）」とも一致する。⁶⁾

三 森藩

1 森藩財政と森本家近江屋

森藩については表1においても、「旧諸藩・御証札員数目録」の「残高（全容）」は銀八一貫二〇九匁余・金一万四一八三兩三朱余、「利息高」は銀七九貫四〇四匁余・金二八九兩一分一朱余である。他方「証券覚日記」の「残高（旧公）」は金一万四八一兩二分二朱余とある。しかし、両史料の残高については金額が一致しておらず、それに「証券覚日記」の方には旧公債に採用された銀額は無い。

森藩財政と森本家近江屋の関係については、先行研究に基づいて述

べていきたい。⁽⁷⁾ また、森藩分家の旗本久留島氏も森本家近江屋とも関係があり、表1においても、「旧諸藩・御証札員数目録」の「残高（全容）」は銀一六三貫一八三匁余・金七二九兩二分三朱、「利息高」は銀五〇貫一〇五匁余・金二九八兩三分三朱とある。

森藩財政に森本家近江屋が関与する以前は吉谷（日野屋）又右衛門と関係が深かったようである。藩が文化七年（一八一〇）に大坂商人への扶持数を減らしたときの史料では、吉谷又右衛門が最も多い七人扶持であった。藩では日野屋へ江戸仕送金を頼んでいたが、藩財政好転後は直接送っていた。しかし、文化二年（一八〇五）に藩は大坂蔵屋敷拡張のため日野屋の屋敷を買収、その普請によって日野屋に借財ができた。文化三年には江戸屋敷類焼により、天王寺屋五兵衛（銀三〇貫目）・日野屋又右衛門（銀二〇貫目）・大津屋権兵衛（銀二〇貫目）から合計銀七〇貫目を借入れ財政難に陥った。文化六年六月より藩は日野屋へ江戸仕送りを依頼したが、日野屋では以前からの関係でそれを引き請けたものの日野屋自体の経営が悪く、文化七年六月二六日に近江屋富太郎に援助を頼んだ。これ以降、近江屋が森藩の主な金主になった。⁽⁹⁾

その後、文化一〇年に駿府加番役に際しては領内在町より銀六八貫目を徴し、大坂の近江屋富太郎（銀三三貫目）・播磨屋仁兵衛（銀一〇貫目）から合計銀四三貫目を借り入れた。文政元年（一八一八）の伝奏馳走役では、在町・大坂堺屋長兵衛・内田屋甚助から金額不明だが借銀しており、日田京屋半四郎からも銀六〇貫目を借り入れている。

る。文政七年には近江屋半左衛門（金一〇〇〇両）・播磨屋仁兵衛（金七五〇両）から合計金一七五〇両を借り入れた。⁽¹⁰⁾

この時期の藩は、幕府から文化一〇年に駿府加番役、文政元年の伝奏馳走役、天保五年（一八三四）の院使馳走役を課役され、凡そ金八〇〇〇両を費やす状態だった。⁽¹¹⁾ 天保三年八月には近江屋半左衛門から江戸仕送りを断られた。そのため、同四年四月に参勤途中に藩主自らが大坂の近江屋に江戸仕送りを頼み込んだ。近江屋では藩主が頭を下げて来たため、仕方なく江戸仕送りを承知している。この時藩は、近江屋へ御勝手方の世話を申し付けたことで、知行一〇〇石と御用人格苗字帯刀も御屋敷では勝手次第という待遇を与えている。この直後の同年八月に、藩では天保の財政改革に着手したが、この改革も幕府からの課役や不作により殆ど効果をあげることができなかった。⁽¹²⁾

このような財政状況の中、天保五年に藩は幕府より院使馳走役を課され、まず、同年二月二八日に領内より銀五〇貫目を借り入れた。また、同年一月二八日には近江屋半左衛門から銀二〇〇貫目を借り入れており、この銀額を金相場場で換算すると金三〇〇〇両になる。⁽¹³⁾ 次節で取り上げる近江屋側の証文等は、この段階から残されている。

天保九年に近江屋半左衛門が江戸仕送りから引いたため、藩は河内屋に頼むも長続きせず、同一年には播磨屋仁兵衛に頼んでいる。日野屋も藩との関係から手を引いていたため、大坂商人に代り日田商人とも関係を生じることになった。しかし、嘉永元年（一八四八）七月に藩庁から「御趣意箱」設置が発せられたとき、「累年之追練を以莫

大之御借財、御勝手向必至之御差支」のため「大坂森本半右衛門へ御勝手御引請御世話申上候様御頼相成候」とある。つまり、借財による財政難のため、森本家近江屋半右（左）衛門へ藩財政建て直しを再び依頼している。他に、森本半左衛門が隠居に際しては、嶋宮内・久留嶋監物から「別段為心附」の扶持方五口が贈られた。¹⁵

森藩でも財政再建策の一環として、藩内で特産物の専売制を実施していた。その特産物に対象にされたものには楮・椎茸・竹皮・朝鮮人参・櫛・明礬があり、他に鉛山開発計画もあった。ここでは特に、森本家近江屋から藩への融資に関係した、櫛・明礬について述べていきたい。

櫛は西日本の特産物で、それを絞って作る蠟は蠟燭・鬢附油の原料になった。藩では文化六年（一八〇九）に二五八本の「唐はじ」の栽培を命じている。天保一年（一八三九）には玖珠郡内の村に種子を与えて植付けを命じ、安政六年（一八五九）三月に代官が櫛の見分のため郡内を廻っている。また、「有田櫛会所」では櫛実の買占めを行っていたらしい。¹⁶

明礬は薬用・媒染剤として用いられた。全国における明礬の産地には野田山（幕領の速見郡野田村）・鶴見山（森藩）・薩摩・肥前島原・肥後・中川領（岡藩）・相州箱根があった。森藩領の鶴見明礬山は大坂の明礬問屋渡辺家近江屋五郎兵衛の請山で、和喜（脇）弾之丞が下請負だった。文政七年九月に藩直営の山である「御手山」にしよ

和喜へも通告された。和喜は藩直営を思い止まるよう藩へ嘆願したが、藩は運上を年に銀二〇貫目出すなら請山にしてよいと返答した。

これまでの運上は銀二貫一五〇目だった。翌八年正月に近江屋五郎兵衛が森に来て、藩との協議の結果これまで通り請山が認められた。この年、和喜弾之丞は苗字を「脇屋」に改めている。その後、鶴見明礬山は天保一四年に藩直営になり、同年七月には明礬山の代官・目付けなどの人事を発令し、請負継続を嘆願してきた脇屋儀助らに直営を宣言した。藩は、大坂の近江屋長兵衛へ米二〇〇〇石を送り江戸仕送りをさせていたが、今度は米の代わりに明礬山直営による利益を金三〇〇〇両と見込み、それだけで江戸仕送りが可能だと頼み込んでいる。

そして、藩による明礬山の直営は明治に至るまで続いたものと考えられる。¹⁷ 次節で取り上げる森本家近江屋側の証文等にも、藩は明礬・硫黄の売払代金による返済を謳ったもの、「久留嶋明礬方」への融資が見受けられる。

2 森藩の証文

森本家近江屋が森藩への貸出しを示す史料に「貸金簿」森本¹⁸がある。この史料は、二冊の史料を一冊に合わせたもので、前半は証文の部分、後半は「久留嶋明礬方」の部分より成っている。「貸金簿」森本」の前半部分の証文一覧を示すと表3-11になり、一六通の証文等が記されている（後掲の【史料】を参照）。

そして、表3-11の「残元金銀高」「利息金銀高」を集計したもの

が表3-2になる。①表3-2を表1の「旧諸藩・御証札員数目録」と比較すると、「残銀高」八一貫二〇九・四八三匁は一致するが、「利息銀高」は全く異なる。②表1に比べ表3-2の方が、「残金高」が八一両少ないが、「利息金高」は四一〇両二分多い、③「金(永)」では両者間では一致しない、という三点が見出すことができる。ここから原則的に、表1の「旧諸藩・御証札員数目録」に表れた「残高(全容)」は、「貸金簿」森本の「金銀高(表3-1・2)に拠っていると見なして差し支えないだろう。次に、表3-1で示した「貸金簿」森本の前半部分の各証文等の内容を述べる。

- 幕府より「参向之院使御馳走役」を仰せ付けられた事で借用したものの、この入用金子は献納するべきものだったが、藩は差し支える事を理由に断り「格別之御頼談を以て近江屋より金三〇〇両を借用した。そして、天保五年(同一四年(一八三四)一八四三)の一〇年間の改革による積金で返済する規定であった。この年限中の利息として年に米二四〇石を出すことになっている。
1. の約定添証文。弘化四年(一八四七)から七力年の「嚴重改革」の間は、年に元入金と利息金七五両ずつ計一五〇両を返済する。そして、改革年限の後に返済仕法を改めて相談する。この金三〇〇両は明治三年までに残金高一二四五両まで返済した。
- 「御切手方要用金」として金六一三四両三分三朱を月利三朱(〇・三%)で借用した。元治二年(一八六五)より年に金二〇〇両ずつ返済する約束である。利息分は近来「取立方不勝手」の

表3-2 「[貸金簿]森本」証文における金銀集計高

事項	No.	残銀高	利息銀高	No.	残金高	利息金高	残金高(永)	利息金高(永)
		貫、匁	貫、匁		兩、分、朱	兩、分、朱	文	文
	5	10,875.000	8,906.62	2	1,245.0.0	124.2.1		20.7
	7	717,600.730	198,536.20	3	6,084.3.3	657.0.2		48.2
	16	82,733.753	72,463.23	4	991.1.3			
				8	750.0.0	78.0.0		
				9	100.0.0	43.0.0		
				10	6,840.0.0	328.1.1		7.5
				11	3,161.0.0		115.000	
				12	19.0.0	111.1.1		110.0
				13	2,891.2.2	231.1.1	3.460	17.5
				14	2,019.0.3	126.0.3	31.2	13.6
計	3口	811,209.483	279,906.05	10口	24,102.0.3	1,699.3.1	(※)149.600	217.5
修正増減					▲0.0.3		187.500	
修正後計		811,209.483	279,906.05		24,102.0.0	1,699.3.1	337.100	217.5
元利総計		銀1,091貫115匁5分3厘3毛			金25,801兩3分1朱		銭6貫100文	

(注1)：表中の網かけ部分は、藩債処分で新旧公債へ採用された分を示しており、合計すると金1万481兩2分2朱・永3.460文になる。その額は、表1における「証券覚日記」(旧公債採用分)の「残高(旧公)」とも一致する。

(注2)：「証券覚日記(森本店)」(明治六年～八年[大阪商業大学商業史研究所蔵 佐古慶三教授収集文書：近江屋])によれば、13については更に旧公債と新公債へ分けて採用されている。

(※)：計算数値では149.66になるが史料数値に従った。

出所：「[貸金簿]森本」(天保五年～明治三年[大阪商業大学商業史研究所蔵 佐古慶三教授収集文書：近江屋])より作成。

表 3-1 森藩久留商家証文一覧

No.	年月日	表題	元金銀高	元入・借増金銀高	残元金銀高	事由	利率	集計	藩債処分
1	天保5年2月	借用申証文之事	金 3000両			参向之院使御馳走役被仰付	(※1)		
2	弘化4年8月	添証文之事	金 3000両	返済 1755両	1245両			○	
3	元治2年正月	借用金証文之事	金 6134両3分3朱	返済 50両	6084両3分3朱	御切手方要用金之内	月3朱	○	
4	元治2年正月	借用金証文之事	金 629両3朱	借増 362両1分	991両1分3朱		月7朱	○	
5	文久2年4月2日	預り手形之事	銀 12貫00目	返済 1貫82匁	10貫87匁			○	
6	弘化4年8月	預申銀子之事	銀 742貫788匁7分3厘			江戸大坂屋敷勝手方就要用			
7	万延元年10月	約定書	銀 742貫788匁7分3厘	返済 25貫88匁	717貫600目7分3厘		年4朱	○	
8	嘉永7年12月	借用申金子証文之事	金 750両		750両	領分中櫃植付為入用	月6朱半	○	旧公債
9	万延元年10月	借用金証文之事	金 165両	返済 65両	100両		月3朱	○	
10	元治2年正月	借用金証文之事	金 8267両1分2朱	返済 1427両1分2朱	6840両	切手方為要用	月3朱	○	旧公債
11	元治2年正月	借用金証文之事	金 1618両3分2朱	借増 1541両1分2朱	3161両(※2)	利足金借用仕		○	
12	安政4年正月	金子証文之事	金 100両	返済 81両	19両	無拠世話方之義有之	月7朱	○	
13	明治3年10月	借用証券之事	金(永) 2891両2分2朱 3文4分6厘		2891両2分2朱 3文4分6厘	旧來致借用	月5朱	○	旧公債 新公債
14	明治3年10月	借用金証文之事	金(永) 2019両3朱 31文2分		2019両3朱 31文2分		年5朱	○	
15	明治3年10月	借用証券之事	金 2019両2合1タ8才7807		2019両2合1タ8才7807		月4朱・年5朱		
16	安政6年6月	寛(久留嶋御産物方)	銀 101貫727匁7分7厘3毛	返済 18貫94匁2厘	82貫733匁7分5厘3毛	(※3)	月7朱	○	

註1：証文の宛名は、番号1・2・6は森本半左衛門、番号3～5・7～13・15～16は森本猶之助、番号14はなし。

註2：表中の「集計」は表3-2で集計した合計13通の証文等である。

(※1) 天保5年～同15年まで改革中のため、期間中は米240石を年々差し進める。

(※2) まず、1618両3分2朱+1541両1分2朱=3160両1分。他方、永865文-永750文(金3分)=永115文。そして、3160両1分+3分=3161両。

(※3) この証文の詳細内容が「表3-3 久留嶋明藩方の差引勘定」になる。

出所：「貸金簿」森本(天保5年～明治3年【大阪商業大学商業史研究所蔵 佐古慶三教授収集文書：近江屋J】より作成。

- ため別幣証文を差し入れた。ここでは元金返済後に利息分も返済する約束である。元入金五〇両のみ返済したが、元治二年～明治元年（一八六八）の四年間の利息は返済している。
4. 利息金を差し入れる時にそれを借出したもの。そのため、初め金六二九兩三朱だったが九九一兩一分三朱へと増加した。元金を皆済したならば利息を年に金一〇〇両ずつ返済する。
5. 銀一二貫七〇〇目の預かり手形で、月利七朱（〇・七％）。元銀高一〇貫八七五匁まで返済したが、利息は文久二年～明治四年（一八六二～一八七二）の一～七月分滞っている。
6. 「江戸大坂屋敷賄方就要用」で銀七四二貫七八八匁余を借用した。弘化四年～嘉永六年（一八四七～一八五三）の七年間は改革年限中のため返済は猶予。その後、返済について頼談する。
7. 6に対する仮約定書。嘉永五年（子）（一八五二）まで切手利益で返済してきたが、翌年（丑）より返済は当分断りへ。そのため、慶応元年（丑）（一八六五）より年利四朱を差し入れる。元銀高七一七貫六〇〇匁余まで返済した。
8. 明治政府の藩債処分で旧公債に採用。領内で櫛植え付けのため、嘉永七年（一八五四）に金七五〇両を月利六朱半（〇・六五％）で借用した。その後、元入れはなされなかったが、明治三年（一八七二）まで利息は払われた。しかし、同年九月～四年一二月の一六月分の利息金七八両は滞っている。藩債処分では元金七五〇両が採用された。
9. 金一六五兩を月利五朱半（〇・五％）で借用し、文久元年～慶応三年（一八六一～一八六七）の七年割で元金・利息金を返済する。元金高一〇〇両まで返済したが、利息は慶応元年～明治四年の八六月分は滞っている。
10. 明治政府の藩債処分で旧公債に採用。切手方費用のため元治二年（一八六五）に金八二六七兩一分二朱を月利三朱（〇・三％）で借用した。返済は同年より三〇〇両ずつ元入れ、利息金は利益で払う筈だが払えない状況である。そのため、利息金は元金皆済後に払うことにする。元金高は一四二七兩一分二朱を返済して六八四〇兩になったが、利息は明治三年九月～同四年一〇月の一六月分は滞っている。藩債処分で残金高六八四〇兩が採用された。
11. 利息金を差し入れる時にそれを借用したもの。初め金一六一八兩三分二朱だったが三度の借増で三一六一兩余へと増加した。利息金を年々差し入れるべきだが、「利益不納勝」のため利息の支払いを停止した。元金を皆済後に利息を年に金三〇〇両ずつ返済する。
12. 金一〇〇両を月利七朱（〇・七％）で借用した。毎年一二月に約定の利息を差し登るが、元金は沙汰あり次第返済する。元金高一九兩まで返済した。
13. 明治政府の藩債処分で旧公債・新公債に採用。これまでの借入金（金二八九一兩二分二朱余）を月利五朱（〇・五％）にしたもの。返済には国産の明礬・硫黄の売上代金を充てるとしたが、返

済はなされていない。証文の文中には、藩役人の出販費用と明
 馨・硫黄の仕入金のため四五両一分二朱を借用したとあり、伝
 奏御用に係わる一五〇両は明馨・硫黄の売払代金から返済される
 ことが約されている。明治三年八月まで利息金は払ったが、利息
 金二二一両一分一朱余（明治三年九月～同四年一〇月の一六月
 分）は滞っている。藩債処分では元金二八九一両二分二朱余が採
 用された。

14. 金二〇一九両三朱余を年利五朱（〇・五％）で借用した。明馨の
 売り払いが滞り返済は当分停止へ。そのため、「無利足年々勘定
 差引」で生じる過金で返済を行う。

15. 慶応四年（一八六八）五月～明治三年八月までの新・古借入金の
 年々利息を集めたもの。まず、文久二年（戊）（一八六二）に月
 四朱定として早速利息金を渡す筈だったが、明馨売捌方は埒が明
 かず当分借用したままである。そのため、明治三年八月の仕切り
 より年五朱利を加えて返済する。

16. 久留嶋御産物方の出入勘定。安政六年～元治二年＝慶応元年（一
 八五九～一八六五）の「座物明馨売払代銀を以指引勘定」の概略
 を示している。詳細は表3-3。

以上、一六通の証文の内容を述べたが、特に、8・10・13の証文の
 「元高・元入高・残高」を集計すると、表1の「証券覚日記」のそれ
 らの額と一致する。つまり、元高は金一万九〇九両、元入高は金一四
 二七両一分二朱、残高は金一万四八一両二分二朱である。¹⁹⁾ 因みに、元

入金高の一四二七両一分二朱は10の証文からである。

表3-1の証文の特徴も指摘しておきたい。利率は概ね月三～七朱
 が設定されたが、返済不可になり時を置いて年四朱を加え返済する
 ケース（7）、明治に入り新・古借入金の利息金を集計し年五朱を加
 え返済するケース（15）が見られる。つまり、返済不可になったしは
 らく後に低利を加えることが行われた。それに、利息金を差し入れる
 時にそれを借用して借増にしようケース（4と11）もある。更
 に、明治に入り藩の主力特産物である明馨・硫黄の売上代金を頼りに
 返済するとしたケース（13～15）があるが、実際にはその売り払いが
 滞り、返済も滞っていた。

表3-1で考察したように、森藩が近江屋からの借入金の返済手段
 としての特産物となっていたものが、明馨・硫黄である。先述のよう
 に、「貸金簿」森本」の後半は「久留嶋明馨方」の部分であり、次に
 それを示すと表3-3になる。

表3-3は、「久留嶋明馨方」における安政六年～慶応元年（一八
 五九～一八六五）の約六年間の貸出しと、返済である元入れを表して
 いる。引残り残銀額は八二貫七三三・七五三匁である。表3-3の特
 徴を述べると三点になる。①「貸出し元銀」は、金相場で換算され金
 額で藩側に渡されたことが分かる。一部に不明な箇所等も存在する
 が、渡された合計推計額は凡そ金一〇八六両三分になる。②返済につ
 いては、元入回数はわずか二回で、ほとんど返済はされておらず、利
 息の支払いも滞っていることが窺える。③利率は月七朱（〇・七％）

表3-3 久留嶋明警方の差引勘定

年月日	貸出し元銀高 圓、分	元入れ銀高 圓、分	月利(銀) 分	借入期間	借入月数	利銀高 圓、分	差引利銀高 圓、分	金への換算値 分	元銀高の金換算 圓、分、未
安政6年6月27日	3,585,000		25,095000	1859.6~1871.11	155	3,889,72		71,70	50,0,0
安政6年5月25日	511,000		3,577000	1859.5~1871.11	156	558,01		?	?
安政6年7月11日	3,575,000			1859.7~1871.11	154	6,166,16		71,50	50,0,0
安政6年7月26日	2,145,000			1859.8~1871.11	153	2,297,29		71,50	30,0,0
安政6年8月10日	2,145,000			1859.9~1871.11	152	13,095,45		71,50	40,0,0
安政6年9月1日	2,860,000							71,40	50,0,0
安政6年9月7日	3,570,000							71,40	62,1,0
安政6年9月11日	4,447,760							71,50	20,0,0
安政6年9月16日	1,430,000							72,23	10,0,0
安政6年10月1日	722,300							74,35	36,2,0
安政6年10月26日	2,713,780							71,75	25,0,0
万延元年1月21日	1,793,750							72,90	25,0,0
万延元年1月23日	1,822,500							72,15	25,0,0
文久元年3月2日	6,150,790							72,15	85,1,0
文久元年6月15日	1,805,790							72,20	25,0,0
文久元年11月11日	1,090,500							72,15	15,0,0
文久2年1月12日	16,594,500							71,75	230,0,0
文久2年3月18日	5,031,100							71,82	70,0,0
文久2年4月2日	1,795,500							?	25,0,0
	237,503							?	河善渡
	6,737,500							?	渡
文久3年9月26日(※1)		9,494,020	66,458140	1863.9~1871.11	102	6,778,73		?	?
文久3年12月28日(※2)		9,500,000	66,500000	1863.12~1871.11	99	6,583,50		?	渡力?
元治元年12月28日	4,897,500		34,282500	1864.12~1871.11	87	2,982,57		?	渡
元治2年3月2日	4,329,150			1865.3~1871.11	84	6,628,84		96,45	72,0,0
元治2年3月28日	6,944,400			1865.4~1871.11	80	7,858,13		109,41	128,1,0
慶応元年4月27日	14,032,370		98,226390	1865.5~1871.11	79	420,76		101,44	7,2,0
慶応元年5月9日	760,870		5,326090						
引残り		82,733,753						72,463,23	
合計高	101,727,773	101,727,773				(※3) 95,514,82	(※3) 95,825,46		(※4) 9,086,3,0

(注1)：利借は月7朱(0.7%)である。

(注2)：「借入期間」・「借入月数」については史料中の年月・月数に従った。

(注3)：史料には、ほぼ全て「借入期間」・「借入月数」・「利銀高」の付紙の下に、抹消された1871年8月までで計算されたものがある。

(※1)：この銀額について、史料では「亥(文久3年)十月廿四日」の銀98匁の貸出しと、「九月廿六日」の銀9貫500匁の元入れを差し引いたもので「引残り」は銀9貫494.02匁である。借入月数の102月から文久3年9月26日と推定される。

(※2)：「十二月廿八日」とあるが、借入月数の99月から文久3年12月28日と推定される。

(※3)：合計銀高が共に一致していないが、ここでは各々の計算数値を示した。

(※4)：史料には合計金高は記されていないが、ここでは計算数値を示した。

出所：「[貸金簿]森本」(天保五年~明治三年)大阪商業大学商業史研究所蔵 佐古嶋三教授収集文書：[近江屋]より作成。

で計算されており、大阪府が藩債調査に着手する明治四年一月まで⁽²⁰⁾の利銀高が計算されている。二回の「元入れ銀高」についても利銀高を計算し近江屋の未収の「利銀高」より差し引いている。

四 盛岡藩

1 蔵元業務の引き受けとその展開

盛岡藩については表1においても、「旧諸藩・御証札員数目録」の「残高(全容)」は銀七・七四貫三八一匁余・金八五〇両、「利息高」は銀二四四五貫一七九匁余・金五一〇両とあり、近江屋の銀債権全体では、額が「残高(全容)」・「利息高」共に最多である。それに、「残高(全容)」については「貸上金之義者元治二五年九月々慶応四年迄四ヶ年間二銀四千七百貫目余貸上二相成⁽²¹⁾」とあり、その過半に当たる銀四七〇〇貫目余が慶応期の四年間に形成された。

盛岡藩の蔵元業務は鴻池屋伊助らを扱った研究が多く、その後任である近江屋猶之助を扱うものは無い。森本家近江屋側にも個別の史料はほとんどなく、「留帳」「諸書留」に若干散見できる程度である。まず、近江屋が蔵元引き受けた史料を示す。

「史料4」⁽²³⁾

安政三辰年三月廿七日四ツ半時、西 御役所地方江罷出候処、南部御屋敷蔵元先役退候者共与今般相勤中候其方与打合、明廿八日御届罷出候様被仰付候二付、廿八日先役卜打合罷出張判も相済、

盛岡御屋敷留帳へ写置申候事、

尤先達御屋敷蔵元之御届有之候二付、三月廿八日事済也

「史料4」では安政三年(一八五六)三月二十七日に大坂町奉行所西御役所で盛岡藩の前任の蔵元と後任の近江屋が打合せた。盛岡藩の蔵元敷からも蔵元の事で届け出があり、翌二八日には近江屋が蔵元になったとある。ここで先役を退いた者は、後の「史料8」からも鴻池屋伊助らと見て差し支えないだろう。近江屋が蔵元引き受け後の業務は次のようにある。

「史料5」⁽²⁴⁾

盛岡御藩之義者、天保度諸国稀成凶作有之窮民御救用御頼二而調達相高、其後奥州尾去沢御銅山仕入金依御頼凡七・八ヶ年之間相勤、其外連年非常用調達等二而、残多分之貸上二相成、

「史料5」では、天保の飢饉の影響による窮民御救用を頼まれ、その後、尾去沢御銅山仕入金を頼まれ凡そ七・八年それを勤めた。他に、連年非常用調達や、「京都御警固御用途」⁽²⁵⁾の資金貸付けもあり、全体の残銀高も多いと述べている。他にも、安政六年に八戸藩からも近江屋へ蔵元の頼談があり、次にその史料を示す。

「史料6」⁽²⁶⁾ 約定一札

一、今般其御国元御領分諸御産物品二就御弁利当所江御積廻り二相成、右二付御蔵元可相勤様高沢孝兵衛殿・尼崎屋市兵衛殿を以御内許有之候処、私店方不人数二而御用相勤候儀行届不申、右二付御蔵元之儀者御断奉申上候所、御産物売捌代銀御預被成方

無之、依而右集銀店方江預り置候而江戸為替等之取斗可仕候様、猶亦御頼談御座候二付、此段御請申上候、已来御諸事之儀者右兩人を以可申上候、尤御産物御売払之節店方名前掛届之札御掛之儀も御断奉申上候、為後日約定一札仍而如件

安政六年十二月 近江屋猶之助代 嘉助

八戸様御産物方 奥寺武八様

「史料6」では、近江屋は八戸藩よりも蔵元を頼まれた。高沢孝兵衛・尼崎屋市兵衛は引き受けたが、近江屋は店方不人数を理由に断る。しかし、八戸藩では産物売捌き代銀を預かる掛屋業務を行う者がいないため、集銀して店方で預かり江戸為替を組んでくれるよう近江屋へ再び頼談して、近江屋もそれを引き受けた。ただ、産物売捌き時に店方名前の掛届については断っている。この史料以外には、八戸藩と近江屋の関係を示す史料は見当たらず、その後の関係については不明である。

次に、盛岡藩から先の「京都御警固御用途」後の近江屋への扶持方の史料を次に示す。

「史料7」⁽²⁷⁾

十人扶持者兼々勝手用向格別深切二弁給、且此度上京二付而者不一方出金給万端都合能満足被致候、依之兼而被贈来候二十人扶持江十人扶持相増、都合三十人扶持方料年々被相贈候者也、

南部美濃守内

文久三亥年十二月

松岡鍊治 印

森本半左衛門殿

「史料7」では、十人扶持は勝手用向を扱った時に与えられた。文久三年（一八六三）一月には上京に際して出金に応じたことで二十人扶持から三十人扶持へと増やされた。²⁸ 盛岡藩領内に近江屋の知行高の存在も確認でき、「御家中並大坂居住」森本槽（猶）之助に対し、「五戸通村々にて新田・畑返開発御取行被成候」という事情で、「五戸通相坂村・犬落瀬村知行高之内、御用地二御取上被成、追て御改之上替地被下置」という御用状が目付より出されている。²⁹

また、盛岡藩は熊野三山貸付金からの借入れが焦げ付き、蔵元へ影響が及ぼすこともあった。尊勝院文書に「大坂貸付所二而も南部津輕三万兩餘貸付」けており、元利共に返納されていない。そのため「其儘に差置候ては鴻伊初め銀主八江戸堀貸付所二あいそをつかしにげ出し可申候」とあり、鴻池屋伊助ら銀主は江戸堀貸付所に愛想をつかし逃げ出すのではと述べている。³⁰ 「大阪熊野三山貸附金高内訳」には奥州盛岡南部信濃守への貸付高が文久二戌年十二月元で銀四二八九貫目（利足年三朱）とある。³¹ そのような熊野三山貸付金との関係を示す史料が記されている。

「史料8」⁽³²⁾ 乍恐口上

一、紀州三山御銀南部蔵屋鋪借用仕、右二付同国大豆切手引当二差入御座候趣之処、返納延引二付当時私蔵元之廉ヲ以御召出之上右切手始末御尋二御座候、然ル所右大豆切手一条者私存知不申

候義二付、何卒先蔵元今橋二丁目鴻池屋伊助御召出之上、右始末御尋被為成下候様乍恐奉願上候、右御聞濟被為成下候八、難有奉存候、以上、

元治二五年正月十三日 南部美濃守殿蔵元

北久太郎町三丁目 近江屋猶之助

御奉行様
代判卯八 ○実印
病氣二付代文助 印

「史料8」の内容は次のようになる。元治二年（一八六五）正月三日に蔵元として大坂町奉行所へ「乍恐口上」を出した。南部藩蔵元敷が大豆切手を引当に紀州三山御銀を借用したが、返納延引により訴えられたものである。奉行所では、近江屋猶之助が当時の蔵元のため切手の始末を尋ねたが、近江屋は前任の蔵元鴻池屋伊助へ事情を尋ねるよう奉行所へ願出している。

2 奥州尾去沢銅山仕入金の融資

近江屋では、先述のように、盛岡藩から尾去沢銅山仕入金の関係業務も七・八年勤めた。しかし、近江屋側には尾去沢銅山仕入金の貸付に関係する経緯や実態を示す史料は残されていない。³⁵

尾去沢銅山は天保初の頃より衰頹していったが、その最大理由は仕送金の遅滞であった。嘉永初の頃に藩の頼みは大坂の鴻池屋伊助だったが、永年の貸付が高むばかりで銅山仕送りに消極的であった。³⁶安政六年（一八五九）には、それまで資金援助をしてきた鴻池屋伊助に代

わり近江屋猶之助・飯田嘉助が登場するようになった。同年八月には勘定奉行銅山懸り神右内が近江屋猶之助支配人次助³⁵・菱屋嘉助代喜助を伴い尾去沢へ登山した。³⁶そこには藩が「大坂御屋敷にて前々御借財の内、諸名目御借入多く口々御返済方難渋の処、御蔵元にて深切の取扱を以、御銅山御下金の外不少出金被致候に付ては、御増金の儀御頼談も如何に付、一と先山元見分の儀御頼被成候処、支配人次助被差下御同道御座候³⁷」とあり、大坂の蔵元敷での借入金の内、諸名目での借り入れも多くその返済は難渋している。蔵元取扱での銅山御下金の出金は、増額を頼むにしても、先に銅山を見分してもらおうと次助を差し下し同道した、と述べている。

それでも、文久元年三月段階では大坂御下し御仕入金が不足勝ちで御山内や村々への御払いが滞り迷惑をかけていた状態だった。³⁸表4では、この時期の尾去沢銅山からの「粗銅」が、安政五年に六八万斤を生産して以降は（五〇万斤台も三年見られるが）生産高が高くなり、元治・慶応期には六九万〜一〇八万斤と高い生産高に至ったことが示されている。この生産高増加の背景には近江屋からの資金も大きく関係しているのを見て差し支えはないだろう。

近江屋から藩への尾去沢銅山仕入金の詳細な貸付額は不明だが、「史料5」から判断して表1における「旧諸藩・御証札員数目録」の「残銀高・残金高」の相当割合を占めたと判断できる。その一端を示す史料として、尾去沢銅山仕入金の銅山為替手形を示す。

表4 尾去沢鉱山産銅表

年次	鉱石		粗銅		
	(単位：貫)	(キログラム換算)	(単位：斤)	(キログラム換算)	
1854	安政 1	797,392	2,990,222	539,366	323,619
1855	安政 2	617,492	2,315,597	387,863	232,718
1856	安政 3	615,601	2,308,505	525,697	315,418
1857	安政 4	881,600	3,306,000	527,003	316,202
1858	安政 5	881,580	3,305,925	685,966	411,579
1859	安政 6	901,023	3,378,836	661,544	396,926
1860	万延元	1,024,075	3,840,282	587,669	352,601
1861	文久元	890,708	3,340,155	621,244	372,746
1862	文久 2	860,825	3,228,096	523,213	313,928
1863	文久 3	785,331	2,944,994	579,591	347,754
1864	元治元	1,062,413	3,984,050	885,488	531,293
1865	慶応元	1,272,664	4,772,493	1,084,875	650,925
1866	慶応 2	1,039,990	3,899,965	694,603	416,762
1867	慶応 3	1,298,538	4,869,517	850,028	510,017
1868	明治元	1,000,813	3,753,049	715,556	429,334

出所：麓三郎『尾去沢・白根鉱山史－近世銅鉱業史の研究－』勁草書房，1964，436～439頁。

〔史料〕³⁹⁾
四月廿四日飛脚市兵衛便ヲ以、御銅山為替手形京井善渡江為差登候ニ付留置申候、

覚

一、金千三百兩也

右者近江屋猶之助殿下し金慥ニ請取申候、奥州盛岡鍵屋茂兵衛殿方江無相違相達可申候、以上、

元治元甲子年五月七日

井筒屋善右衛門

近江屋九郎三郎殿 (後略)

この銅山為替手形は合計で六枚記されている。この六枚の内訳を述べると、全て元治元年で、①この五月七日の一三〇〇兩、②六月五日の九〇〇兩、③七月五日の二〇〇〇兩、④九月五日の一〇〇〇兩(但し八月分・九月分)、⑤一〇月六日の八〇〇〇兩、⑥十一月五日の一三〇〇兩で、合計金七三〇〇兩である。

この金七三〇〇兩について、元治元年時の大坂金相場で換算された銀額について考察してみたい。金一兩を銀九一匁⁴⁰⁾で換算すると銀六六四貫三〇〇目なる。また、各手形の日付の大坂金相場を平均すると銀九二・三九匁になり、これで換算すると銀六七四貫四四七匁になる。各手形の日付の金相場に各手形の金額で換算した合計は銀六七〇貫六一匁になる。この一例からのみの考察だが、以上の計算例からみても何れも銀六六〇～六七〇貫目台になり、尾去沢銅山仕入金の貸付額の一端が窺い知れよう。

大坂から盛岡への御銅山御下金の為替手形での送金経路は、大坂近江屋猶之助から京都の両替商で近江屋猶之助の親類近江屋九郎三郎⁴¹⁾へ送金され、京都井筒屋善右衛門店⁴²⁾で為替手形が作られ、盛岡の井筒店

から鍵屋茂兵衛へと現金が渡されたのだろう。

しかし、近江屋は慶応二年（一八六六）になると、尾去沢銅山仕入金の融資を渋り、やがて蔵元を辞退する動きへと変えていく。尾去沢銅山の御銅山御日払役阿部恭助の日記（同年一月二十七日）には「当年大坂為御登御用銅不少御減少二付、御蔵元気請も甚不宜、当御下金は勿論明年御同割金も一圓御目当無之」とある。慶応二年に大坂への御用銅廻高が減少したため、蔵元の気請けが甚だ悪く、今後の御下金等については目当がないと述べている。表4でも慶応二年は「鉱石・粗銅」共に生産高が減少し、「粗銅」は六九万斤に落ち込んでいる。そして、近江屋が蔵元を辞退する過程は次のようにある。

「史料10」

先年大坂北久太郎町、元半左衛門
後二俣讓近江屋猶之介殿南部様大坂蔵元

相勤候砌尾去沢銅山へ仕入金壹ヶ年四万兩程月割ニシテ下し金有之処、遠路正金指下し国着之返書参り不申候内者甚々心配ニ御座候間、双方并利ニモ相成可申、大坂為登金於盛岡相納為換取組異候様仲人菱屋勘介殿ヲ以テ頼談ニ付為換取組、月々於大坂代り金請取罷在候処、去ル寅年春蔵元之義猶之助殿ヨリ屋敷江御断申候趣ニテ為換金相渡不申、夫トモ不存国元ニテ八月々相納我等罷登り及引合候処、一向取合不申、無抛屋鋪江掛り御談合申候所、近月之内銅廻着次第相渡可申候間、暫之内滞阪可致之旨被申達無抛相控居候処、追々着銅ニ相成候得共、其訳此訳ト被申、其年漸々半金程モ下ケ被渡候ハ、禍之種与相成大金貸上ケニ相成申候、仍

而貸上金何トカシテ相下ケ申度、色々致心配、自然ト蔵元同様ニ相成、銅山仕入金丸而我等ヨリ致出金、於国元銅請取可申之約定ニ相成居候、（後略）

「史料10」の主な内容は次の四点になる。①近江屋猶之助が盛岡藩の大坂蔵元を勤めていた時、尾去沢銅山仕入金を年四万兩程月割にして下していた、②近江屋は遠路の正金差し下しのため国着の返書が来ない内は心配である。そのため双方の并利を考え、大坂への登せ金は盛岡で納めて鍵屋が為替を取り組むよう、仲人菱屋勘助から頼談があり、為替を取り組み大坂で月々の代り金を受け取っていた、③慶応二年寅年春に近江屋は御断りを蔵屋敷へ入れたため為替金は渡されなくなった。それとも知らず国元では月々納金を行い、鍵屋は大坂で引き合わせに及ぶが近江屋では取合わず、蔵屋敷へ相談した。④鍵屋は在坂していたが、銅が着いても鍵屋が出金しなければ禍の種になるため藩へ貸付けを行い、蔵元同様になり、尾去沢銅山仕入金も出金して国元で銅を受け取る約定になった。

そしてついに、藩は「御勝手向御差支、大阪御蔵元出金無之二付」のため鍵屋に尾去沢銅山の経営委任した「遺証文」を明治元年（一八六八）一月に出した。⁴⁷他方、近江屋は明治以降、盛岡藩の「御返済追々御延滞ニ而手元不如意」⁴⁸に陥る。明治政府による藩債処分と盛岡藩債の問題は稿を改めて述べることにする。

おわりにかえて

最後に本稿で明らかになった点を、限られた条件の下ではあるが指摘しておきたい。

史料の考察から近江屋は、伊勢亀山藩の事例（領内での講の催すことへの勧告、立可講も加えた藩財政運営）や森藩での事例のように、藩財政の再建計画に対して積極的な関与と指導をしていたことが明らかである。

しかし、森藩では日野屋又右衛門から、盛岡藩では鴻池屋伊助から近江屋へ蔵元業務が引き継がれたものも見出すことができる。史料の考察からも、これら藩への大名貸が決して有利な条件で展開されたものではなく、ついには近江屋側から藩との関係を辞退するに至るものも見られる。特に盛岡藩の場合では、近江屋猶之助は鴻池屋伊助の後任で安政三年（一八五六）に盛岡藩の蔵元になった。しかし、慶応二年（一八六六）には尾去沢銅山仕入金を中心とする急激な貸付けを藩に對して辞退を申し出る有様だった。その後は、近江屋の代わりに、蔵元代行の形から始まった鍵屋茂兵衛が本格的に尾去沢銅山の経営に關与していった。しかしその事が、結果として明治初期に尾去沢銅山をめぐる疑獄事件へと発展した。尾去沢銅山をめぐる疑獄事件発生の遠因の一つには、慶応二年に近江屋が突然に蔵元辞退をしたという要因も含まれている。

明治政府による藩債処分時に、近江屋での書類作成の流れは残存する史料から次のように考えられる。森藩の「貸金簿」森本・金沢

藩の「加州金沢藩 貸附証文之写」（基本となる証文等）↓「旧諸藩・御証札員数目録 初戻り」（残高や利息高という藩債全体額の算出）↓「証券覚日記（森本店）」と「旧公債五十ヶ年賦証券内訳」（旧公債採用分関係）・「旧公債五十ヶ年証券番号仮控」と「新証券覚書」（新・旧公債に關係）という一連の流れが考えられる。しかし、森藩の「貸金簿」森本」の証文等の殆どが、明治政府の藩債処分では旧公債に該当する時期のものだが、旧公債への採用の低さにも気づかされる。

森本家近江屋については史料的制約もあり、これ以上の詳細な考察は限界がある。ただ、近江屋の経営は幕府の御用を数多く引き受けており、幕府の御用に高く依存することで経営を拡大した両替商だったと考えられる。しかし反面で、決して有利な条件とは言えない藩の大名貸を引き受け藩財政再建策を試みるも、幕府からの課役等により藩財政再建策が失敗していくという矛盾に悩まされる立場であったとも考えられる。

鴻池善右衛門家文書の「土州掛合控」「越州掛合控」の中には、近江屋富太郎・半左衛門・猶之助の代々や近江屋半三郎が組合の一員として大名家への貸出した状況が記されている。鴻池家文書側からの分析については今後の課題としていきたい。

註

- (1) 「近江屋猶之助家族調」(嘉永年間)「三井文庫所蔵 続六二六一—〇一」
- (2) この文書の収集は、古書関係で、松坂屋で入手したとある(『大阪商業大学商業史研究所資料目録 第一集』一九九二年、九四頁)。
- (3) 近世における近江屋猶之助両替店の大名貸の全体像については別稿「近江屋猶之助両替店の大名貸—旧諸藩・御証札員数目録」と『証券日記』の分析(近刊)を準備している。
- (4) 「龜山御屋鋪要用仮留 森本」(安政五年)「大阪商業大学商業史研究所所蔵 佐古慶三教授収集文書・近江屋」以下近江屋森本家文書と記す。
- (5) 「加州金沢藩 貸附証文之写」(明治元年)「二年」近江屋森本家文書」。
- (6) 残元金一〇七八両一分三朱は表一の「証券日記」にないところから、新公債へ採用された可能性もあることを指摘しておく。
- (7) 森藩財政の研究は次のようにある。上米については文化八年・文政元年・文政七年・天保元年を明らかにしている(野口喜久雄「豊後国森藩の上米について」『大分県地方史』(六八号)一九七三年)。借財については、藩の史料からは在町領民からの献金、大坂商人からの借財、幕府(幕府当局・石見銀山・日田の西国郡代)からの借入れ、南都大仏殿祠堂銭からの借入れを明らかにし、日田商人の史料からも借財状況を明らかにしている(野口喜久雄「豊後国森藩の借財について」『大分県地方史』(六九号)一九七四年)。「大分県史(近世篇Ⅰ)」(一九八三年)や『玖珠町史(上巻)』(二〇〇一年)でも森藩や旗本久留島氏財政の実態を明らかにしている。他方、森藩財政を支えた鶴見村産の明礬や他の特産物については、武野要子「森の明礬」『日本産業史体系8・九州地方篇』(東京大学出版会、一九六〇年)、野口喜久雄「豊後国森藩の生産と流通の統制」『大分県地方史』(七〇号)一九七三年、佐藤暁「豊後明礬—特に鶴見明礬について」『玖珠郡史談』(一

- 八号)一九八七年、入江秀利「豊後明礬考(一・二)」『別府史談』(五・六号)一九九一—一九九二年、殿村晋一「江戸時代における明礬の生産と流通」専修大学『商学研究年報』(二六号)二〇〇一年、などがある。
- (8) 旗本久留島氏は、知行石高二五〇〇石で豊後国玖珠郡岩室村、上野国新田郡・邑楽郡の三力村、下野国芳賀郡・那須郡・築田郡の六力村に分散していたが、中核となったのは豊後国玖珠郡岩室村で一〇〇〇石とまとまっていた。しかし、旗本久留島氏も天保期までに大坂の銀主森本半左衛門へ年々借財は高み金一三〇〇両になっていた。その返済は次のようにある。岩室村の年貢の収支決算(天保九年)によると、「米大坂払代・大豆地払代」・小物成の収入銀額は四二貫九三・二〇八匁。この内、江戸へ「飛脚便為登」が銀一九貫五〇四・〇六三匁、「森本半左衛門方へ為登」が銀一九貫一八三・二二五匁であった。また本家が、借財の処理を引き請け、申年の利息返済分金一三〇両の内六五両を助けてもいる(『玖珠町史(上巻)』(二〇〇一年、四一七—四二八頁)。
- (9) 野口喜久雄「豊後国森藩の借財について」『大分県地方史』(六九号)一九七四年、四—五頁。
- (10) 野口喜久雄「豊後国森藩の借財について」『大分県地方史』(六九号)一九七四年、四頁。『玖珠町史』(上巻)二〇〇一年、四七三—四七四頁。
- (11) 野口喜久雄「豊後国森藩の上米について」『大分県地方史』(六八号)一九七三年、四六—四七頁。
- (12) 『玖珠町史』(上巻)二〇〇一年、四七七—四七八頁。野口喜久雄「豊後国森藩の借財について」『大分県地方史』(六九号)一九七四年、五頁。甲斐素純・竹野孝一郎「時空を超えて—森藩誕生四〇〇年」西日本新聞社、二〇〇五年、一一〇—一二五頁。この財政改革では、これまでの知行・切米制をやめ八歳以上の家族人数に応じ一人一日につき五合を支給する「面扶持制」の導入、近江屋の提案通り一〇

- 年間毎年米二〇〇〇石を大坂廻米する「廻米仕法」の二つが柱になっている。
- (13) 『玖珠町史』(上巻)二〇〇一年、四七四頁。野口喜久雄「豊後国森藩の借財について」『大分県地方史』(六九号)一九七四年、四頁。
- (14) 『玖珠町史』(上巻)二〇〇一年、四七六頁・四七八頁。
- (15) 「覚」扶持方」(近江屋森本家文書)。年代は「亥六月」とある。「吹直金銀引替方御用掛覚」(安政六年「大阪大学経済史経営史資料室所蔵鴻池善右衛門家文書」)によれば近江屋半左衛門は嘉永三年四月に退身したとあり、嘉永四年(一八五二)と推定される。
- (16) 野口喜久雄「豊後国森藩の生産と流通の統制」『大分県地方史』(七〇号)一九七三年、二二二頁。
- (17) 佐藤暁「豊後明礬―特に鶴見明礬について」『玖珠郡史談』(一八号)一九八七年、八二―三頁。『玖珠町史』(上巻)二〇〇一年、四八四―四八五頁。野口喜久雄「豊後国森藩の生産と流通の統制」『大分県地方史』(七〇号)一九七三年、六二―一頁。
- (18) 「貸金簿」森本」(天保五年)明治三年「近江屋森本家文書」。
- (19) 「証券覚日記」(森本店)」(明治六年)八年「近江屋森本家文書」。
- (20) 「諸書留」森本」(文久三年)明治七年「近江屋森本家文書」所収の「乍恐奉願上候(明治四年十二月)」。
- (21) 「諸書留」森本」(文久三年)明治七年「近江屋森本家文書」所収の「乍恐奉願上候(明治五年八月)」。
- (22) 信用通貨の面では作道洋太郎「日本貨幣金融史の研究」(未来社、一九六一年、一〇六―一三六頁)及び、吉川光治「徳川封建経済の貨幣的機構」(法政大学出版局、一九九一年、二二二―三〇六頁)。尾去沢銅山との関連では薩三郎「尾去沢・白根鉱山史」(勤草書房、一九六四年、一五六―一七七頁)。
- (23) 「留帳」森本」(嘉永三年)文久三年「近江屋森本家文書」。
- (24) 「諸書留」森本」(文久三年)明治七年「近江屋森本家文書」所収の「乍恐奉願口上之覚(申「明治五年」七月)」。
- (25) 「諸書留」森本」(文久三年)明治七年「近江屋森本家文書」所収の「奉願候口上之覚(明治五年九月)」。
- (26) 「留帳」森本」(嘉永三年)文久三年「近江屋森本家文書」。
- (27) 「扶持方」(文久三年)近江屋森本家文書」。
- (28) これを前任の鴻池系の蔵元と比較する史料として「御達書(扶持加増 上下下賜)(天保八年二月)「鴻池家文書盛岡藩借入金文書 岩手県立博物館所蔵」がある。そこでは、鴻池彦九郎には二人扶持を、鴻池義七にはこれまでの四人扶持に二人扶持を加え都合六人扶持を贈るとある。鴻池伊助には「紋付上下」と「是迄相贈候十八人扶持、十六人扶持相増、高二直都合二百四石宛」を贈るとある。
- (29) 岩手県立博物館編『盛岡南部家文書家老席日誌「覚書」(慶心編)』東洋書院、二〇〇〇年、二九八―二九九頁(慶心元年八月六日)。
- (30) 「児玉洋一」『改訂熊野三山経済史』有斐閣、一九四二年、三八八―三九〇頁。
- (31) 「児玉洋一」『改訂熊野三山経済史』有斐閣、一九四二年、四三三―四四一頁。
- (32) 「諸書留」森本」(文久三年)明治七年「近江屋森本家文書」。
- (33) 「留帳」森本」(嘉永三年)文久三年「近江屋森本家文書」には盛岡銅関係の史料一点が記されており内容は次の通りになる。天保一四年(一八四三)閏九月の「証文之事」では小橋屋伊之助が盛岡銅売上取次人高池屋栄三郎へ銀五〇貫目を、廻銅御代金を引当に月八朱(〇・八%)で翌一五年二月を期限で貸付けたが、返済はされなかった。後に銅座御役所で新証文へ切り替えられた。その万延元年(一八六〇)九月二十五日の「永年賦証文表」では元利合計の銀一三〇貫四〇〇目は万延元年より無利息三〇〇年賦となり年に銀四三四・六六七匁ずつ返済されるようになった。
- (34) 『鹿角市史』(二巻上)一九八六年、六七〇頁。
- (35) 「近江屋猶之助家族調」(嘉永年間)「三井文庫所蔵 続六二六一―一〇」によれば、店にいる八人の日勤別家手代の一人と推測される。

- (36) 麓三郎『尾去沢・白根鉾山史』勁草書房、一九六四年、一七八頁。
他に、元治元年九月二四日にも大坂衆森本猶之助代林藤助と飯田勘助
代三輪喜助が尾去沢銅山に三日逗留したとあり、この時に近江屋猶之
助は桐(相力)坂に知行三〇〇石を請け取るとある(「阿津免草・四」
『鹿角市史資料集(第二集)』一九八〇年、四八～四九頁)。
- (37) 麓三郎『尾去沢・白根鉾山史』勁草書房、一九六四年、一七八頁引
用史料。
- (38) 『鹿角市史』(二巻上)一九八六年、六七頁。
- (39) 「日記録」(元治元年～慶応二年)「盛岡市先人記念館所蔵 鍵屋村井
茂兵衛家文書」以下鍵屋村井家文書と記す(慶応元年四月二十五日)。
- (40) 新保博『近世の物価と経済発展』東洋経済新報社、一九七八年、一
七三頁によれば、平均を銀九一匁と求めている。
- (41) 金相場は、①銀八五・〇二匁、②銀八三・九九匁、③銀八六・二
匁、④銀九五・九五匁、⑤銀九七・〇八匁、⑥銀一〇六・一匁(三井
家編『大阪金銀銭并為替日々相場表(巻二)』三井家編纂室、一九一九
年、八六〇～八七五頁)。
- (42) ①銀一一〇貫五二六匁、②銀七五貫五九一匁、③銀一七二貫四〇〇
目、④銀九五貫九五〇目、⑤銀七七貫六六四匁、⑥銀一三七貫九三〇
目。
- (43) 拙稿「近江屋猶之助両替店の新旧金銀貸引き替えと金座下買役」『史
友』(二八号)青山学院大学、二〇〇六年、四五頁。
- (44) 鍵屋茂兵衛は本店が盛岡紺屋町、支店が大坂淡路町・東京日本橋小
網町・仙台大町・鹿角花輪町にあり、主に呉服太物を卸し小売を毛本
業とした(『岩手県史(第七巻・近代篇二)』一九六二年、四二八頁)。
- (45) 「阿津免草・八」『鹿角市史資料集(第二集)』一九八〇年、八五頁。
- (46) 「第五号 茂兵衛遺書之写」(作成年未詳)「鍵屋村井家文書」袋表題
には「明治四年三月 在阪茂兵衛(京助)ヨリ忠兵衛宛書翰写」「盛岡
藩大参事東次郎氏へ上書シタル茂兵衛意見書写」とある。
- (47) 『岩手県史』(第七巻・近代篇二)一九六二年、四二六～四二七頁。
- (48) 「諸書留 森本」(文久三年～明治七年)「近江屋森本家文書」所収の
「乍恐奉願口上之覚(申「明治五年」七月)」。
「付記」本稿の作成では、史料所蔵者の大阪商業大学商業史研究所、大阪
大学経済史経営史資料室、財団法人三井文庫、盛岡市先人記念館、岩
手県立博物館に心より御礼申上げる。また、図書館閲覧では秋田市立中
央図書館明德館に心より御礼申上げる。

【史料】

凡例

- 一 本史料は『大阪商業大学商業史研究所資料目録』第一集（佐古慶三教授収集文書）における近江屋の「貸金簿」森本（天保五年二月～明治三年十月「F11-24」）の前半部分に当る証文等を収載した。
- 一 各証文等には便宜上1から16の番号を付けた。証文一覧は論文本文中の表3-1-1に示した。最後の1～16の番号は証文の合計額を表している。但し、証文2・11・14は原史料では抹消の印しが存在するが、ここでは省略した。また、証文7の約定書・残元銀・此利銀の部分は原史料では付紙になっている。
- 一 各証文等の文中等には貼紙が付され、その下にも記述が認められるものもあるが、判読できる範囲で採録した。
- 一 漢字は原則として常用漢字を使用し、人名については原文通りとした。合字の内分は、その形を尊重した。読点については最小限度にとどめた。
- 一 原文を二段組で印刷し、原文の体裁はおおむね尊重した。原文にある欠字はこれを存した。
- 一 校訂者の加えた傍注は（ ）を施した。尚、一部朱書は*で文字を指定した。
- 付紙・貼紙は「」で囲み、右肩に（付紙）（貼紙）とした。
- 抹消・改変については、原則として次のように表記した。

① 墨書による抹消で、該当字が判読可能なもの。

② 付紙による抹消

例 御参勤^附例 「^{付紙}茂兵衛^{兵衛}」

1 森 借用申証文之事

割印
一、金三千両也

五十年^{朱書}

右者此度旦那春参向之院使御馳走役被仰付、右入用金子之儀被致献納度旨被申出候得共、其儀者差支候二付断申入、格別之御頼談を以借用申^印処^印実正也、然ル上者当午年分来外年迄十ヶ年改革全相立候上二而追々積金之内を以右元金可致返済候、依而右年限中八為利足領分頭成米現名二百四拾石宛年々可差進候、為後日一札如件、

天保五甲午年二月

林達次郎 印

薄葉弘人 ○

佐々木金之丞 ○

佐久間渡人 ○

薄葉頼母 在所罷在候二付調印不致

2

森本半左衛門殿
表書之通相違無之もの也、

久留嶋兵庫 ○

伊予 ④

右天保五甲午年分弘化四丁未年迄十四ヶ年之間(朱書)元利共休滞

△

添証文之事

一、金三千兩也

(黒印) 生ケ

右者先代伊予守(久留嶋通書) 伝奏御馳走役相勤候節書面之金子被致借用被致

候処、其後元利共相滞右金子者格別之以訳柄御出金被下候二付、無滞滞可致返済処、当代采女当年分七ヶ年之間嚴重改革被致候間、右年限中元入金七拾五兩・利金七拾五兩、合百五拾兩宛年々無相違差入故、年限相立候上者、至其節返済方御相談可致候、為後日約定添証文差入置候処仍而如件、

弘化四年丁未年八月 大坂留主居代蔵本役 若松利助

元メ

西野金助

(朱書) 生ケ

滝原喜内

(朱書) 生ケ

宮野弥學

勝手方用人

朝山此面

森本半左衛門殿

勝手方惣奉行

嶋宮内

△表書之内

元入金千五百兩

(黒印) 受ケ

弘化四未年分慶応二寅年迄廿ヶ年之間利足済

残元金千五百兩

慶応三卯年分元入金八拾五兩・利足金六拾五兩受取約

定

元入金二百五拾五兩

(黒印) 受ケ

卯辰巳三ヶ年分利足済

残元金千二百四拾五兩 ○

明治三年分休滞

此利足金百廿四兩二分二朱(朱書)廿文七分

但、午正月分未十一月迄(朱書)廿ヶ年十一月分利足閏月共廿四ヶ月分利

3

久留嶋様 借用金証文之事

一、金六千百三拾四兩三分三朱也 利足月三朱定 (黒印)

右者御切手方要用金之内私共引受分借仕候処実正也、然ル上八当五年分年々金二百兩宛無相違急度返済可仕候、利分之儀者近來取立方不勝手二付、当五年分別幣証文差入御置居被成下難有仕合二奉存候、右二付元金皆済之上者利足別幣証文之通急度返済可仕候、勿論元金之儀者年二寄繰合次第精々差入可申候、為後念連印之証文差入置候、依而如件、

4

元治^(朱書)元乙丑年正月

借用主

荒木寛兵衛

〃 同

河合清兵衛

〃 同

河合忠蔵

森本猶之助殿

前書借用金無相違承届申候、依而奥印如件、

西野金助

表書之内

元入金五拾兩

受々^(黒印)

元治^(朱書)元丑年〆明治元辰年迄 利足済

残元金六千八拾四兩三分三朱

〇

利足金「六百五拾七兩二朱・永四十八文二分」

明治^(朱書)二巳年正月〆未年^(十一月迄)八月迄閏月共三十六ヶ月分利足^(滞)

借用金証文之事

一、金六百廿九兩三朱也

又金三百六拾二兩壹分也 借増

合九百九拾壹兩壹分三朱 ^(黒印)

5

右者利足金慥二受取借用仕候処実正也、然儿上者年々御利足金差

入可申筈之処、本紙之通取立方不勝手二付、御利足御置居被成下

候二付、元金皆済仕候上者無相違年々百兩宛急度返済可仕候、為

後念之連印之証文差入置候処、仍而如件、

元治二乙丑年正月

借用主

荒木寛兵衛

〃 同

河合清兵衛

〃 同

河合忠蔵

森本猶之助殿

前書借用金無相違承届申候、依而奥印如件、

西野金助

預り手形之事

一、銀拾二貫七百目也

参宮人分^(朱字)

月七朱^(朱書)

右之通慥二預り置申候、此手形引替何時二而毛相返被申候、以上

森用所^(印)

成四月二日

森本猶之助殿

表書之内

元入銀壹貫八百廿五兩

受々

戌年六月迄利足済

残元銀 拾貫八百七拾五兩

利足銀 八貫「九百六匁六分二厘」

文久二戌「年七月〆明治四未年十一月迄」閏月共「百十七ヶ」

月分利足滞

久留嶋(朱書) 預申銀子之事

一、合銀七百四拾二貫七百八拾八匁七分三厘

(黒印)

右者先代久留嶋伊予守江戸大坂屋敷賄方就要用書面之銀子、追々致借用候処実正也、然ル上八当未年分向丑年迄七ヶ年之間、改革年限中返済方御猶予可被下候、右年限相立候上者、到其節御返并方御頼談可申候、為後日仍一札如件、

弘化四丁未年八月

大坂留主居代蔵本役

若松利助

(印)

元々

西野金助

(印)

瀧原喜内

(印)

宮野弥學

勝手方用人

朝山此面

勝手方惣奉行

島宮内

(印)

森本半左衛門殿

約定書

一、銀七百四拾二貫七百八拾八匁七分三厘也

右去子年迄切手利益之内分差上来候処、去ル丑年分当分御断申置候得共、来ル丑年分四朱之御利足差入御勘定可致御約定二仕候、帰国之上一統致相談連印之御約定書可差上候得共、仮約定書差入置候処、仍而如件、

万延元申申十月

森本猶之助殿

残元銀七百拾七貫六百匁七分三厘

此利銀 百九十八貫五百三拾六匁二分

但、慶応元丑年分明治四未年十一月迄六ヶ年十一ヶ月分

年四朱利足

付紙

表書之内

銀二拾五貫百八拾八匁

戌亥子三ヶ年元入済

付紙

元入八貫八百三十一匁八分五厘

戌十月受取

六貫三百七十五匁二分九厘

亥五月受取

九貫九百八拾匁八分六厘

子八月受取

残元銀七百拾七貫六百目七分三厘

(朱書)

弘化四丁未八月分元治元甲子年迄御断

(朱書)

此利銀百七拾二貫二百廿四匁七分七厘

(朱書)

但、慶応元丑年分明治三年迄六ヶ年分

(朱書)

又利銀廿六貫三百拾二匁三厘

(朱書)

但、明治四未壹月分十一月迄十一ヶ月分

嶋宮内

借用申金子証文之事

一、金七百五拾兩也

□(朱印) ○(黒印)

右者此度領分中櫛植付為人用、書面之金子致借用候処実正也、然
ル上者櫛生実之上元金漸々可致返済、利足者月六朱半、年々可致
勘定、後年違乱為無之役人共連印之証書差入置候処、依如件、

嘉永七寅年十二月

久留島信濃守内

大坂留主居代

山口介右衛門

会所奉行

西野金助

佐久間主税

勝手方用人

朝山小十郎

宮野弥學

得重伝左衛門

朝山此面

小幡寛蔵

加藤海助

嶋宮内

久留嶋縫殿

久留嶋監物

森本猶之助殿

此「利足」

金七拾八兩

明治三年八月迄利足済

明治三年九月迄同四

9

借用金証文之事

一、金百六拾五兩也

此利足月五朱

○(黒印)

右者先年御手許江御調達被下候金子不残御貸付二相成、此節引揚
相成兼候二付拙者共兩人御引請申、来ル酉年迄外年迄七ヶ年割を
以元利金無相違返済可致候、為後念一札差入置候処、仍而如件、

万延元年申十月

加藤海助

嶋宮内 (印)

森本猶之助殿

右之内

金六拾五兩

元入済

○(黒印)

金三拾三兩壹分二朱

子年迄利足済

紙 付

一 金四拾兩	酉十二月元入
一 金二拾兩	亥十二月元入

残元金百兩

此利金四拾壹兩二歩

但、慶応元丑正月迄明治四年八月迄閏月共八拾六ヶ月分

利足滞

未十一月迄閏月共十
六ヶ月分利足滞、

借用金証文之事

一、金八千二百六拾七兩壹步二朱也 利足月三朱定
 右者伊予守切手方為要用借用申候処実正也、然ル上者返済方当五年分金三百兩宛元入急度返済可致候、利足金之儀者年々利益を以返済可致心組之処、兎角不納勝二付御氣之毒二奉存候、依而御頼談之上利足金別紙之通元金皆済之上者返済方追々急度可致候、為後念之連印之証文差入置候処、依而如件、

元治二乙丑正月 切手方掛

山上源平

同 荒木寛兵衛

同 可戒三平

同 中嶋其味太郎

森本猶之助殿

前書借用金無相違承届申候、依而奥印如件、

西野金助

表書之内

金千四百二拾七兩壹步二朱

元入済

金二百六拾六兩三分・永拾文

明治四年九月分同末八月迄閏月

共十三ヶ月分利足滞

残元金六千八百四拾兩

此利金「三百二拾八兩壹分一朱・永七文五分」

但、明治三年九月分「同末十一月迄」閏月共十三ヶ月

分利足滞

借用金証文之事

此分大坂府江奉差上候事
 一、金千六百拾八兩三分二朱也
 右者利足金借用仕候処実正也、然ル上八年々利足金差入可申候処、本紙之通利益不納勝二相成候故、御頼談之上利足御置居被成下候上者元金皆済之上、年々無相違金三百兩宛急度返済可致候、為後念連印之証文差入置候処、依而如件、

元治二乙丑年正月 切手方掛

山上源平

同 荒木寛兵衛

同 可戒三平

同 中嶋其味太郎

森本猶之助殿

前書之通借用金無相違承届候、依而奥印如件、

西野金助

表書之内

金千五百四拾壹兩壹步二朱・永八百六拾五文

元入済

残元金七拾七兩二步

金三千百六拾兩壹分・永八百六拾五文

合金三千百六拾壹兩・永百十五文

紙 付

紙 付

右裏書

寅四月利足借用 借増

一、金三百九拾四兩二分・永二百四拾文 辰十二月借増

一、金七百三拾六兩二分・永六百分 午八月借増

四口 内御残七百五拾文 此代金三分

金三千百六拾壹兩

永百五拾文



金子証文之事

一、金百兩也 此利足月七朱極



右者無抛世話方之義有之、書面之金子致借用御預り申置候処実正也、年々十一月限御約定之利足為差登、元金八御沙汰次第可致返濟候、為後念証文仍而如件

安政四丁巳年正月

加藤海助

島宮内

森本猶之助殿

此利金八拾兩二分

但、安政四巳正月迄慶応二寅三月迄閏月共百拾五ヶ月

紙 貼

分利

内、金拾二兩二分

慶応二寅三月元入

残元金八拾七兩二分

此利金拾二兩三分一朱卜永五拾文

但、慶応寅四月迄卯十二月迄廿一ヶ月分

内、金拾七兩二分

卯十二月元入

残元金七拾兩

此利金拾壹兩壹分・永廿文

但、慶応辰正月迄巳十月迄閏月共廿三ヶ月分

内、金拾七兩

巳十月元入

残元金五拾三兩

此利金四兩壹分三朱卜永拾文五分

但、巳十一月迄午十月迄十二ヶ月分

内、金拾七兩

午十月元入

残元金三拾六兩

此利「金壹兩卜永八文」

但、「午閏十月迄未正月迄四ヶ月分利」

内、金拾七兩

未正月元入

残元金拾九兩



此利金壹兩壹分一朱ト永拾七文五分
但、未二月分未十一月迄十ヶ月分利
引、残元金拾九兩

利足金百拾三兩三朱・永九拾三文五分
利足金百拾壹兩壹分一朱
永百拾文
(朱書百拾文)
(朱書)

借用証券之事

一、金二千八百九拾壹兩二分二朱

永三文四分四厘六毛也

但、利足月五朱之定

右之通旧来致借用候処実正也、然ル上者以来国産明馨・硫黄之兩
品売払代金、其許江差入可申候、尤年々役人之内出坂可致勘定江
前書兩品為仕入金四百五拾五兩壹分二朱可致借用候、外二伝奏御
用之称元金百五拾兩辻前件代金之内今年々御請取可被成候、為後
証仍而一件如件、

明治三庚午年十月

森藩会斗掛

山口武七

江藤友太

森本猶之助殿

森本猶之助殿

前書之通相違無之候、仍而奥書如件、

〇(黒印)

〇(黒印)
□(朱印)

〇

〔(貼紙)午八月迄利済

此利金二百三拾壹兩壹分一朱・永拾七文五分

但、午九月分未十一月迄閏月共十六ヶ月分

〔(貼紙)森藩

村上小参事

借用金証文之事

一、金二千拾九兩三朱ト永三十壹文二分

右之通借用申処実正也、格別之御厚配を以返済方当時明馨売払茂
相滞居候間、当分置居借用仕候分、無利足年々勘定指引過金を以
返済可致候、為後証仍而如件、 年五朱

明治三午年十月

佐久間素直

借用証券之事

改年五朱利

一、合金二千拾九兩二合壹夕八才七八〇七

〇(黒印) 〇

但、慶応四辰年五月分明治三午年八月迄新古之借り金
年々利金集分

右利金之儀、去ル戌年頼談申入月四朱定二被成下早速御渡可申
処、明馨売捌方急埒無之旁当分致借用候条実正御座候、然ル上者
本文金高当午八月仕切今年五朱利相加へ無違変可致返済候、為後
証一札差入置候処、仍而如件、

森藩會計掛り

山口武七

明治三庚午年十月

江藤友太

〇(黒印)

〇(黒印)

森本猶之助殿

前書之通相違無之候、仍而奥印如件、

森藩

村上小参事^印

午年八月迄利足相濟

此利金「百廿六兩三朱卜永拾三文六分」

但、午「九月迄未十一月迄一ヶ年三ヶ月分利」

16

覚

壹ヶ年三ヶ月分利足 十六ヶ月

久留嶋御産物方、安政六未年六月迄年々出入勘定、元治二丑年迄、

付 紙

一、銀百壹貫七百廿七匁七分七厘三毛
内、銀拾八貫九百九拾四匁二厘 元入
引、残銀八拾二貫七百三拾三匁七分五厘三毛

前段之処、御取消願上改

元兩替取引通帳指引残銀滞

六月八日二元利共右銀高二而御届申上候

付 紙

紙 此利銀七拾貫七百廿五匁九分二厘滞

付 但、安政六未年六月迄明治四未年八月迄出入利勘定共

付 紙

此利銀七拾二貫四百六拾三匁二分三厘
元利ノ百五拾五貫百九十六匁九分八厘

右取替銀之義者座物明礬壳払代銀を以指引勘定可致候処仍而如件、

安政六未年六月

久留嶋用所

森本猶之助殿

1
16

残元金、十口合金二万四千二百三朱卜永百四拾九文六分
残元銀、三口合金八百拾壹貫二百九匁四分八厘三毛

利足金合、千六百九拾九兩三分一朱卜永二百拾七文五分
利足銀合、二百七拾九貫九百六匁五厘

付 紙

元利金二万五千八百十九兩三分壹朱

總斗銀千九拾壹貫百拾五匁五分三厘三毛

錢六貫百文